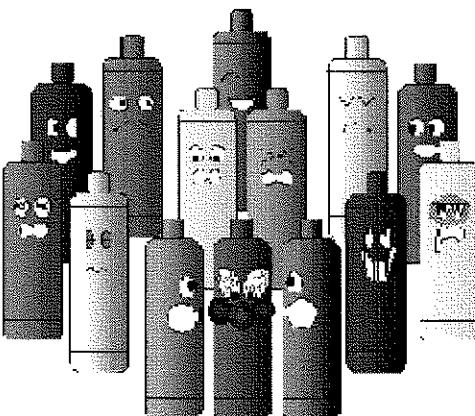


高圧ガスの安全な取扱のための自主保安取組推進指針

— 高圧ガスの安全対策の強化に向けて —



第1章 高圧ガス保安法関係
【指針】【解説編】

第2章 液化石油ガス法関係
【指針】【解説編】

資料編（別冊）
〔自主保安活動を進めるための規範等〕



東京都環境局
平成22年

目 次

はじめに

- 1 指針の目的
- 2 基本的な考え方
- 3 指針の対象

第1章 ・高圧ガス保安法関係 【指針】 1

- 第1 高圧ガス製造者
 - I 第一種製造者
 - II 第二種製造者
 - 第2 高圧ガス販売業者
 - 第3 高圧ガス貯蔵所
 - 第4 高圧ガス消費者
- ・高圧ガス保安法関係 【解説編】
- 第1 高圧ガス製造者
 - I 第一種製造者
 - II 第二種製造者
 - 第2 高圧ガス販売業者
 - 第3 高圧ガス貯蔵所
 - 第4 高圧ガス消費者

<参考>「事業区分ごとの法規制対象項目と本指針自主保安取組
項目の一覧表」(高圧ガス保安法関係)

第2章 ・液化石油ガス法関係 【指針】 37

- 第1 液化石油ガス販売事業者
 - 第2 保安機関
 - 第3 一般消費者
 - 第4 質量販売
 - 第5 埋設管
 - 第6 バルク供給設備
- ・液化石油ガス法関係 【解説編】
- 第1 液化石油ガス販売事業者
 - 第2 保安機関
 - 第3 一般消費者
 - 第4 質量販売
 - 第5 埋設管
 - 第6 バルク供給設備

<参考>「事業区分ごとの法規制対象項目と本指針自主保安取組
項目の一覧表」(液化石油ガス法関係)

資料編（別冊）【自主保安活動を進めるための規範等】

- 第1 高圧ガス保安法関係の規範等 1
- 第2 液化石油ガス法関係の規範等 57

<参考> 高圧ガス関係の法に基づく基準・解説類

はじめに

1 指針の目的

本指針は、高圧ガスによる事故を防止して都民の安全を確保することを目的として、法令遵守の徹底に加えて、事業者の自主保安活動の取組をより確実に進めるため策定した。

2 基本的な考え方

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は平成9年に大幅に改正され、公共の安全の確保に向けて災害の防止を図るため、法令の遵守に加えて民間事業者による自主的な保安活動を推進する必要があるとされた。

自主保安活動の推進については、法による規制が一部緩和されたことから、法の規定とともに事故を防止するための重要な柱とされるものである。

法改正以後、自主保安活動の取組について、行政や関係団体等から説明を受けてきた高圧ガス関係事業者からは、必要性・重要性は理解できるが、安全確保のための自主的な活動として具体化することが難しいとの意見が寄せられている。

このため、都は、昨年度設置した「東京都高圧ガス等安全対策会議」（議長：松木 高圧ガス保安協会高圧ガス部長）から提出された検討報告において示された『提言』

（自主保安の取組が必要な事項）を基本に、事業者自身が自主保安活動の取組を積極的かつ確実に進めることができるよう、事業態様ごとに取り組むべき事項等を具体的に示すことにした。

高圧ガス関係の事業者の方々には、本指針を参考に、各事業者の業務の実態を踏まえつつ自主保安活動に積極的に取り組み、高圧ガスの保安確保の一層の徹底に努めていただきたい。

3 指針の対象

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法で定められた事業者等

平成22年2月

東京都環境局

環境改善部環境保安課

指針の構成と利用について

- ◆ 本指針は、平成20年12月東京都高压ガス安全対策会議から提出された検討報告の『提言』（自主保安の取組が必要な事項）を基に作成しました。
- ◆ 本冊子は、〔指針〕と〔解説編〕で構成されています。
- ◆ 〔解説編〕は、〔指針〕に関連する法による規制の内容や、自主保安への取組のポイントについて、具体的に記載しています。
- ◆ 〔解説編〕では、次の記号を使用しています。

①  :

➡ 指針の内容を掲載しています。

②  :

➡ 指針の内容について取り組むべき事項を具体的に示した「取組のポイント」を説明しています。

③  :

➡ 参考にすべき資料No.を示しています。